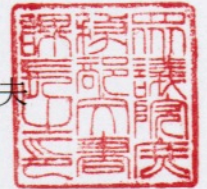




衆庶発第 2518 号
平成 24 年 8 月 28 日

特定非営利法人 OurPlanet - TV
代表理事 白石草様

衆議院事務局庶務部文書課長 佐多岳夫



議院行政文書開示通知書

平成 24 年 7 月 27 日付で申出のありました議院行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する議院行政文書の名称

- ・国会記者事務所の使用承認について（8 頁）
- ・国会記者事務所の使用について（3 頁）
- ・新築の国会記者事務所の使用申請（1 頁）
- ・国会記者会への通知について（2 頁）
- ・国有財産使用許可書及び国有財産使用許可申請書（304 頁）
- ・営業許可通知（18 頁）

開示申出文書は、「国会記者会館の使用に関する契約書、報告書をはじめとする全ての文書」。

2 開示しないこととした部分とその理由

開示する文書中、個人の氏名は、「衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程（以下「規程」という。）」第 3 条第 3 号において準用する「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）」第 5 条第 1 号が規定する「個人に関する情報」であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。また、衆議院所管の国有財産である国会記者会館は、国会議事堂、議員会館及び総理大臣官邸等の国の重要施設に近接することから、安全確保のため高度の秘密保持が必要とされている。これにより、各種設備の設置箇所の特定制及び稼動状況の推測等につながる設備に関する図面については、法第 5 条第 4 号が規定する「公にすることにより」、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」ものに該当すると認められる。

したがって、これらは、規程第 3 条第 3 号により開示の原則の例外となり、不開示とした。

衆議院第九九号

接 受 昭 和 年 月 日
起 案 昭 和 四 十 四 年 三 月 十 五 日

決 裁 昭 和 四 十 四 年 三 月 十 五 日

施 行 昭 和 四 十 四 年 三 月 十 五 日

書 淨
合 校
送 発

完 結 昭 和 年 月 日

副 部 長

庶 務 部 長

管 繕 課 長

電 氣 施 設 課 長

部 長

會 計 課 長

警 務 部 長

文 書 課 長

管 理 部 長

事 務 總 長

知 野

事 務 次 長

国会記者事務所の使用承認について

建築中であつた国会記者事務所がこのほど完成し三月十五日に引渡したい旨建設省当局から申出があり、かつ国会記者会からその使用について別紙のとおり申請があつたので使用を承認することとし別紙案により通知してよろしいか。

備考

なお、あらかじめ国会記者会に移転のことを打合せたところ三月二十一、二十二、二十三日の三日間に行なったことである。

添付書類

参考才一、国会記者会規約写

才二、加盟社名簿(国会記者会)

才三、旧国会記者会館使用承認書写

才四、使用料を徴収しない法的根拠(昭和33年1月ヶ月
蔵管ネノ号写)

立案

昭和四十四年三月十五日

衆議院事務総長

国会記者会代表者各あて

案

昭和四十四年三月十五日

衆議院事務総長

国会記者会代表者各あて

国会記者事務所の使用について

昭和四十四年三月十日付で申請があった国会記者事務所の使用については別紙条件を付して使用を承認します

なお本日から使用各社を代表する貴会に管理をお願いするので至急その管理責任者を本院に御通知のうえ同日実地について営繕課担当員から引継ぎを受けられたく、また現在使用中の国会記者会館は移転完了後

ただちに本院に引継がれるよう申し添えます。

参議院

使用条件 (安本)

一 使用の目的

国会関係取材のための新聞、通信、放送等の記者事務用室

使用条件 (草案)

一、使用の目的

国会関係取材のための新聞、通信、放送等の記者事務用室

二、使用の範囲

別紙図面のとおり

ただし、協議のうえ変更することができるものとする。

三、使用期間

自昭和四十四年三月十五日

至昭和四十四年三月三十一日

ただし使用期間中でも衆議院の必要あるときは、いつでも明渡すものとし、また期間満了のとき双方が何等通知をしないときは、以後一カ年づつ期間を延長するものとする。

四、使用料

無料とする。

ただし、衆議院において必要と認めた場合は、使用料を徴するものとする。

五 経費の負担

1. 建物及び附帯設備について、通常必要とする維持修繕は国会記者会が、その負担に行なうものとする。

2. 電気、水道、ガスの使用料金は、国会記者会の負担とする。

3. 電気、通信、機械、冷暖房、衛生等の附帯設備の運転、管理並びにこれに伴なう消耗品及び部品は、国会記者会の負担に行なうものとする。

4. 建物及び構内の清掃、見廻り等の管理は、国会記者会の負担に行ない、常に遺漏のないよう留意するものとする。

六 建物等使用上の制限

1. 国会記者会は、常に善良なる管理者の注意をもつて建物等を維持保存しなければならぬものとする。

2. 国会記者会は、使用目的以外の用途に供してはならないものとする。

3. 国会記者会は、修繕、模様替、その他の行為しようとするときは、事前に衆議院の承認を受なければならないものとする。

六 建物等使用上の制限

1. 国会記者会は、常に善良なる管理者の注意をもつて建物等を維持保存しなければならぬものとする。

2. 国会記者会は、使用目的以外の用途に供してはならないものとする。

3. 国会記者会は、修繕、模様替、その他の行為をしようとするときは、事前に衆議院の承認を受けなければならないものとする。

4. 建物及び構内の平常の管理は、国会記者会において行なうものとするが、国会警備上その他必要がある場合は、衆議院の指示に従うものとする。

七 管理責任者の設置等

1. 国会記者会は、国会記者事務所の管理につき、常勤の責任者を定めて衆議院に届け出るとともに、衆議院に対して管理上の連絡を行なわせるものとする。

2. 管理責任者は、衆議院担当者の指示により、常に建物の維持、保存に留意し、異状のあるときは、ただちに衆議院に連絡するものとする。

3. 管理責任者は、外来者の出入については、十分に注意を払うとともに、使用については火気の取締りを厳にし、遺憾のないよう万全を期するものとする。

4. 建物を使用するについて、諸官公庁等に対して法規上の手続き、申請等を要するものは、国会記者会の責任において行なうものとする。

八 その他

1. 本条件に関し疑義のあるとき、その他使用に関し疑義が生じたときは、すべて衆議院の決定するところによるものとする。

2. 建物の使用目的に鑑み、国会記者会加盟社以外についても衆議院が必要と認めるものは、使用できるものとし、この場合においても国会記者会が運営管理に当るものとする。

衆庶第 第九九号

昭和四十四年三月十五日

衆議院事務総長 知野 虎雄



国会記者会代表者

- 常任幹事 毎日新聞社政治部長 五味 三 勇 殿
- 同 共同通信社政治部長 武藤 貞 雄 殿
- 同 産業経済新聞社政治部長 喜多幡 道 夫 殿

国会記者事務所の使用について

昭和四十四年三月十日付けで申請があつた国会記者事務所の使用については別紙条件を付して使用を承認します。

なお本日から使用各社を代表する貴会に管理をお願いするので至急その管理責任者を本院に御通知のうえ同日実地について営繕課担当員から引継ぎを受けられたく、また現在使用中の国会記者

会館は移転完了後ただちに本院に引継がれるよう申し添えます。

使 用 条 件

一 使用の目的

国会関係取材のための新聞、通信、放送等の記者事務用室

二 使用の範囲

別紙図面のとおり

ただし、協議のうえ変更することができるものとする。

三 使用期間

自昭和四十四年三月十五日

至昭和四十四年三月三十一日

ただし使用期間中でも衆議院の必要あるときは、いつでも明渡すものとし、また期間満了のとき双方が何等通知をしないときは、以後一カ年づつ期間を延長するものとする。

四 使用料

無料とする。

ただし、衆議院において必要と認められた場合は、使用料を徴するものとする。

五 経費の負担

1. 建物及び附帯設備について、通常必要とする維持修繕は国会記者会が、その負担において行なうものとする。

2. 電気、水道、ガスの使用料金は、国会記者会の負担とする。

3. 電気、通信、機械、冷暖房、衛生等の附帯設備の運転、管理並びにこれに伴なう消耗品及び部品は、国会記者会の負担において行なうものとする。

4. 建物及び構内の清掃、見廻り等の管理は、国会記者会の負担において行ない、常に遺漏のないよう留意するものとする。

六 建物等使用上の制限

1. 国会記者会は、常に善良なる管理者の注意をもつて建物等を維持保存しなければならないものとする。

2 国会記者会は、使用目的以外の用途に供してはならないものとする。

3 国会記者会は、修繕、模様替、その他の行為をしようとするときは、事前に衆議院の承認を受けなければならないものとする。

4 建物及び構内の平常の管理は、国会記者会において行なうものとするが、国会警備上その他必要がある場合は、衆議院の指示に従うものとする。

七 管理責任者の設置等

1 国会記者会は、国会記者事務所の管理につき、常勤の責任者を定めて衆議院に届け出るとともに、衆議院に対して管理上の連絡を行なわせるものとする。

2 管理責任者は、衆議院担当者の指示により、常に建物の維持、保存に留意し、異状のあるときは、ただちに衆議院に連絡するものとする。

3 管理責任者は、外来者の出入については、十分に注意を払うとともに、使用については火気の取締りを厳にし、遺憾のないよう万全を期するものとする。

4 建物を使用するについて、諸官公庁等に対して法規上の手続き、申請等を要するものは、国会記者会の責任において行なうものとする。

八 その他

1 本条件に関し疑義のあるとき、その他使用に関し疑義が生じたときは、すべて衆議院の決定するところによるものとする。

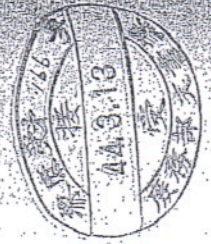
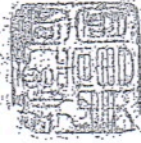
2 建物の使用目的に鑑み、国会記者会加盟社以外についても衆議院が必要と認めるものは、使用できるものとし、この場合においても国会記者会が運営管理に当るものとする。

(了)

昭和四十四年三月十日

国会記者会

代表者



主任幹事 毎日新聞社政治部長 五味三郎

同 共同通信社政治部長 武藤貞雄

同 産業経済新聞社政治部長 豊多雄道

衆議院事務総長 知野虎雄殿

新築の国会記者事務所の使用申請

かねて新築について御配慮を頂いておりました国会記者事務所の工

事も完成間近に上りでありますが、国会記者会では加盟各社と協議の結果、別紙図面のように使用させたいので、御承認をうけたく御願ひいたします。

なお、建物等の管理運営については、従前通り事院の指示による条件を遵守して、国会記者会がこれに当ることといたすので申し添えます。

参考資料




文書番号	衆第 118 号	発号	決裁文書登録番号	第 53 号	保存区分	30年 5年	10年 3年 1年
接受	平成 年 月 日	施行	平成 年 月 日	發送	平成 年 月 日		
起案	平成 21 年 3 月 5 日	完結	平成 年 月 日				
決裁	平成 21 年 3 月 9 日						


事務総長  事務次長 

庶務部長  副部長 

営繕課長  契約監理主幹 

PFI 推進室長    

副部長
会計課長  契約監査主幹 
事務取扱 

電気施設課長  契約監理主幹 

管理部長  副部長 

副部長
管理課長  企画調整主幹 
事務取扱 

国会記者会への通知について

標記について、「国会記者事務所の使用について」（昭和44年3月15日）の使用条件中「二、使用の範囲」を変更する必要があるので、別紙案のとおり国会記者会へ通知してよろしいか。



衆庶発第118号

平成21年3月9日

国会記者会

常任幹事会殿

衆議院事務局庶務部長

向大野 新治

通 知

衆議院と国会記者会との、国会記者事務所内の営業店等に対する使用承認の方法等についての協議に基づき、「国会記者事務所の使用について」（昭和44年3月15日）の使用条件中「二、使用の範囲」を別紙図面のとおり変更する。

なお、変更日は平成21年4月1日とする。

以上通知いたします。